

令和3年度第1回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時	令和3年6月24日（木）14時00分～15時23分
場 所	多治見市役所駅北庁舎 4階第2・3会議室
出席委員	石田浩二委員、市橋栄子委員、井奈波文治委員、今井裕一委員、片山竜美委員、蒲悦子委員、倉橋誠委員、近藤泰三委員、柴田ひとみ委員、柴田雅也委員、竹内恒夫委員、棚垣恵美子委員、樋崎恵子委員、中島伸広委員、名知清仁委員、夏目交授委員（あいうえお順）
欠席委員	なし
事 務 局	澤田誠代市民健康部長、金子淳保険年金課長、佐久間貴代給付グループリーダー、市岡孝臣年金国保グループリーダー、堀田順弥収納グループリーダー、水野健司総括主査、水野靖子総括主査

14時00分開会

部 長	本会は本年度、最初の協議会であり、会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。 ただいまから、令和3年度第1回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。 議事に入ります前に、市長からあいさつを申し上げます。
市 長	挨拶 本日の出席数は、定数16人中、16人のご出席をいただいております。従って、「多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第8条（出席1／2以上）」により、この会議が成立したことを報告いたします。 本日は、6月1日からの新しい任期の委員による第1回の運営協議会ですので、委嘱状は机上に配布してあります。 では、別紙名簿に沿って、自己紹介をお願いいたします。 （各委員自己紹介） 次に、本日会議に出席しております事務局職員を紹介します。 （事務局員 紹介） 議題に入る前に、会長選出および副会長選出について諮ります。 運営に関する協議会規則第4条第2項に基づき、会長および副会長は公益を代表する委員の中から選出することになっています。ご意見がなければ、事務局からの提案として会長に多治見市議会議長「石田 浩司」様、副会長に多治見市議会副議長「柴田 雅也」様にお願いします。 続きまして、市長より石田会長に諮問をさせていただきます。

市 長	(市長が諮問書を読み上げ、会長に渡す。)
部 長	これより議事に入りますので、これからの進行を議長に交代します。議長よろしく願いいたします。
会 長	審議に入ります前に、本会議につきまして、「多治見市情報公開条例第 23 条」の規定により、公開の対象とすることとします。傍聴人に関しては、事務局より「ない」旨を確認しています。 本日の議事録署名者に、市橋栄子委員及び竹内恒夫委員を指名します。よろしく願います。 それでは、これより諮問された議題に入ります。「議第 1 号 多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するについて」事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(議案 1 について説明)
会 長	ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。
委 員	意見なし
会 長	ご質問ご意見ないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
会 長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。 次に、議第 2 号「令和 2 年度多治見市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事 務 局	(議案 2 について説明)
会 長	ただ今の説明について、質疑、意見はありませんか。
委 員	意見なし
会 長	ご質問ご意見ないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
会 長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。 次に、議第 3 号「令和 3 年度多治見市国民健康保険保険料率（案）について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事 務 局	(議案 3 について説明)

会 長	ただ今の説明について、質疑、意見はありませんか。
委 員	団塊の世代が後期高齢者医療保険制度に移行したら、医療費も減少し、保険料も増えないような気がする。また 70 歳頃から皆さん病気を抱えられる。75 歳以上になると骨折が非常に多くなる。あと 2～3 年すると保険料も変わって来られる。そのあたりはどうですか。
事 務 局	国保の人口構成は退職年齢 60 歳以降にボリュームがある。この層が後期高齢者医療制度に移行すれば、医療費も減少し保険料も安くなるよう思われるが、被保険者の減少ほど医療費は減少していかない。どんな保険でも言えることだが、相互扶助が基本なので、加入者数が多く、ため池で例えるならば水量が多いほど、とっさの需要に対しても、十分な給付ができ、弾力性が保てる。 中長期的にみれば、被保険者の減少が進めば、制度自体が膠着していく。そのために県単位化が図られている現状である。
委 員	資料 9 ページに記載があるが、国保会計の仕組みについて教えてほしい。医療・後期・介護の県への事業納付金が前年度比で 1,600 万円弱減額されたとある。新型コロナウイルス感染症で受診控えがあり、昨年度は保険給付費が減少となったということであったが、ワクチン接種などで、仮定として、医療費が増加した場合には、県からの交付金はそれに伴って増加されるのか。県への納付金はそれに合わせて増額があるのか。 年度途中で保険料を増やすということではできないので、もし単年度赤字になった場合は、財政調整基金を使うことになるのか、そのあたりを教えてください。 追加資料③の年度で R2 年度が無いのは何故か。
事 務 局	県に納める事業費納付金については、過去 3 年間の医療費の総額からの推計と、各市の医療費係数や所得水準を考慮した国の示す複雑な計算式により決定されている。納付金額が上下してきた県単位化当初の増減については、県が集める納付金を医療給付費が払いきれるように、安全枠を多めにみて請求したという経緯がある。3 年分の実績が積み重なり、県の資金も安定してきたため、安全係数を弱めにしたので、納付金の額が下がっている。 医療費が急増した場合でも、その結果は翌年以降の納付金に反映されるため、年度の途中で納付金を追加請求されることはない。突発的な要因で納付金の支払いが困難になった場合は、市の財政調整交付金を繰入ることもあり得る。県にも財政調整基金があり、各市が資金不足になった場合に貸付けを行う制度もある。医療費が急増した場合でも、県からの交付金はその支払いに充てられ、県の基金も医療費不足に備えている。 追加資料③の R2 は R1 と料率が同じなので、省いてあります。

委 員	資金のプールは県の方でやるという理解でよいか。県単位化ということであるが、国民健康保険事業自体も県でやるということになるのか。
事 務 局	法律上、保険料率の決定や各種保健事業は、基礎自治体で行うことになっている。県が束ねるのは、全体の資金についてのみであり、保険料率は各自治体で決定するため、令和 6 年度以降の県内統一保険料率にするというのは、同じ料率を各自治体が定めるということになると思う。
委 員	健康保険とも関連してのお願いです。保険者努力支援制度に関して、国の方も重要視しており、今年度においてはメリハリをかなりつけてくると聞き及んでおります。多治見市は収納率が良いということですが、実際に努力支援制度において他市と比較してどうなのか、実績を記載したものをお示しいただく等の情報共有をしていただきたいです。
事 務 局	お示しできるものを検討し、委員の皆様には情報共有させていただきます。
会 長	以上、議題については了承し、これで終わります。次に報告事項として事務局より説明してください。
事 務 局	令和 2 年度特定健診等実施状況について、資料に基づき説明。
会 長	報告事項について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
会 長	以上で、提案された議事及び報告等は、全て終了しました。 本協議会は、今回の諮問にあたり、本日の審議に基づき賛成する旨、答申を行うものとします。 これをもちまして、本協議会を閉会します。

15 時 23 分閉会

令和 3 年 6 月 24 日